

中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
中札内村放課後児童クラブ条例（平成１５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後										
(名称、位置及び利用人員) 第２条 放課後児童クラブの名称、位置は次のとおりとする。											
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>中札内放課後児童クラブ</td><td>中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内</td></tr><tr><td><u>上札内放課後児童クラブ</u></td><td><u>中札内村上札内133番地</u> <u>上札内交流館内</u></td></tr></table>	名称	位置	中札内放課後児童クラブ	中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内	<u>上札内放課後児童クラブ</u>	<u>中札内村上札内133番地</u> <u>上札内交流館内</u>	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>中札内放課後児童クラブ</td><td>中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内</td></tr></table>	名称	位置	中札内放課後児童クラブ	中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内
名称	位置										
中札内放課後児童クラブ	中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内										
<u>上札内放課後児童クラブ</u>	<u>中札内村上札内133番地</u> <u>上札内交流館内</u>										
名称	位置										
中札内放課後児童クラブ	中札内村東１条南１丁目１番地 中札内村児童館内										
２ （略）	２ （略）										

附 則
この条例は、令和６年４月１日から施行する。